

糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	人権・同和教育推進校区事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市人権・同和教育推進補助金交付規程、糸島市人権・同和教育推進協議会規約、部落差別解消推進法

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策②_人権が尊重される社会の推進

1 補助の目的

中学校区単位で、小学校と中学校の連携及び学校と地域の連携を図り、校区が一体となって子どもたちの生きる力を育み、人権・同和教育の推進により、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図る。

2 成果指標

指標① 連携事業の充実、小中校連携会議の定例化(年間)

目標値① 16 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

各中学校区単位で実施される人権・同和问题啓発・教育事業(例えば小学校(6年生担当)と中学校との連携、小学校と地域の見守り活動等の連携、人権フェスタ等)

【補助対象者】

中学校区事業(代表:各中学校長)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・研修費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料

【補助対象外経費】

上記以外

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 1,605,000 円

【積算根拠ほか】

積算根拠:補助対象経費における活動に要する経費

※人権・同和教育推進校区事業は、糸島市人権・同和教育推進協議会規約第6条で学校人権・同和教育研究委員会の中学校校区単位で推進する事業であり、本市の人権・同和教育の推進に公益性が高く、市の施策に必要なものであり、同規約第9条で市同協の経費は、市費及びその他の収入を持って充てるとしているが自主財源はなく、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できないため。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで